資料 3

真岡市上下水道事業の経営状況について

第1回 真岡市公共料金審議会

真岡市上下水道部

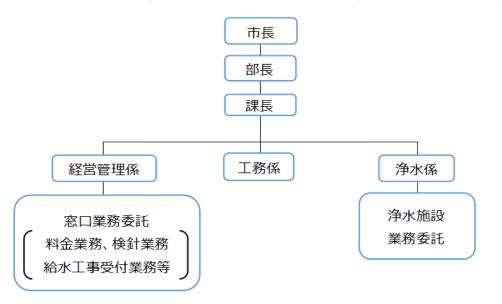
目 次

- 1 前提
- 2 水道事業の経営状況
- 3 下水道事業の経営状況

真岡市上下水道事業の組織

水道事業の組織

• 真岡市では、管理者の権限を行う市長(管理者非設置)の補助組織である上下水道部において上水道事業を実施。



上水道事業職員 (令和7年度現在)

- ·一般職員 5名
- •技能職員 5名 計 10名

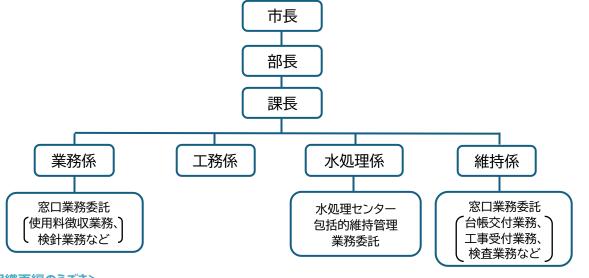
<組織再編のうごき>

平成21年4月~	二宮町水道事業と真岡市水道事業が統合し「真岡市水道事業」となる。
令和 7年4月~	庶務係が経営管理係となり、職員が2名減少となる。 職員の減少に伴い、業務の一部を業務委託することとなる。

真岡市上下水道事業の組織

下水道事業の組織

• 真岡市では、管理者の権限を行う市長(管理者非設置)の補助組織である上下水道部において下水道事業を実施。



下水道事業職員

- (令和7年度現在)
- •一般職員 5 名
- ·技能職員 6名 計 11名

<組織再編のうごき>

平成21年3月~	真岡市公共下水道と二宮町公共下水道が統合し「真岡市下水道事業」となる。
令和6年6月~	真岡市水処理センターと真岡市二宮水処理センターの包括的維持管理業務委託開始(職員3名減)。
令和7年4月~	下水道課業務の一部の民間委託開始(職員3名減)。

水道料金体系

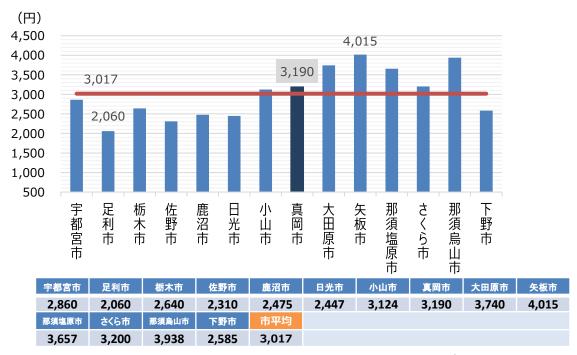
真岡市の水道料金体系	二部料金制・・・基本料金と従量料金からなる。
基本水量の設定	有り
従量料金	逓増型 ・・・使用水量に応じて単価上がる。
直近の料金改定	平成6年4月 ・・・経営状況の改善を図るため。 消費税率引上げによる改定を除く。

給水使用料金						
基本料金 (1か月当たり)	超過料金 (水量1㎡につき)					
		11㎡~20㎡まで	165.0円			
水量10㎡まで	1.540	21㎡~50㎡まで	187.0円			
小量10 Ⅲまで	1,540円	51㎡~100㎡まで	209.0円			
		101㎡以上	231.0円			

※水道料金は、給水使用料の合計額に消費税相当額を加算し、10円未満を切り捨てた額

水道料金の県内比較

- 水道料金については、栃木県内のおおよそ平均の金額となっております。
- ・ 平成6年4月の料金改定以降、約30年間水道料金の改定を行っておりません。近隣市町は令和元年度以降順次料 金改定を行っております。



下水道使用料体系

真岡市の下水道使用料体系	二部料金制・・・基本料金と従量料金からなる。
基本水量の設定	有り
従量料金	<mark>累進制・・・処理水量</mark> が増えるほど単価が上がる。
	<mark>平成13年4月</mark> 消費税率引上げによる改定を除く。

下水道使用料体系

2	(税込)		
区分		使用料	
	一般用	10㎡まで	1,320円
基本使用料	公衆浴場用	200㎡まで	11,000円
	臨時用	_	_
		11㎡以上20㎡まで	143円
		21㎡以上30㎡まで	154円
		31㎡以上50㎡まで	165円
従量使用料 (1㎡あたり)		51㎡以上100㎡まで	176円
(11116572-57)		101㎡以上	187円
	公衆浴場用	201㎡以上	55円
	臨時用	_	176円

※自家水(井戸水)のみを使用している場合 世帯員1人につき6㎡/月で計算

※上水道と自家水(井戸水)を併用している場合

世帯員1人につき3㎡/月を加算

農業集落	(税込)		
区分		使用料	
	一般用	10㎡まで	1,320円
基本使用料	公衆浴場用	200㎡まで	11,000円
	臨時用	_	_
		11㎡以上20㎡まで	143円
	一般用	21㎡以上30㎡まで	154円
		31㎡以上50㎡まで	165円
従量使用料 (1㎡あたり)		51㎡以上100㎡まで	176円
(111105/12)/		101㎡以上	187円
	公衆浴場用	201㎡以上	55円
	臨時用	_	176円

農業集落排水使用料体系表(二宮地区) (稅込)						
区分	使用料					
世帯割	_	2,094円				
人数割	世帯員1人あたり	523円				

下水道使用料の県内比較①

- 真岡市の公共下水道使用料は、栃木県内のおおよそ平均の金額となっております。
- ・ 平成13年4月の改定以降、約24年間下水道使用料の改定を行っておりません。



下水道使用料の県内比較②

- 真岡市の農業集落排水使用料は、栃木県内のおおよそ平均の金額となっております。
- ・ 平成13年4月の改定以降、約24年間下水道使用料の改定を行っておりません。



一般会計と公営企業会計の違い

一般会計と公営企業会計の違いは、目的と対象が異なることにあります。

■ 会計区分

真岡市の会計区分について、大きく分けて3つに分かれています。 収 入 源 (原則) 普通会計 一般会計 市税、地方交付税等の税金 国民健康保険税や 税金 特別会計 国民健康保険 一般財源などの税金 後期高齢者医療 護 保 介 険 地方税や一般財源などの 税金 税金と事業収益 産業団地整備事業 事業収益 一般財源などの税金、医療報酬 休日夜間急患診療所 水道事業 水道料金 上下水道 公営企業会計 使用料 下水道使用料 下水道事業 上下水道の運営を上下水道料金で賄う⇒独立採算制の原則

公営企業会計の仕組み

公営企業会計は、2つの予算で成り立っています。

■ 収益的収支予算



※1つ目の財布

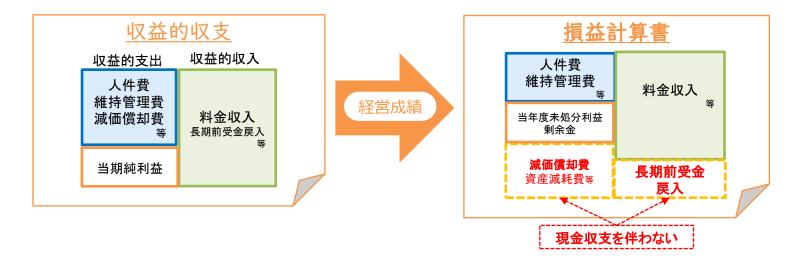
浄水場や管渠を使い、水を供給(処理)して利益をあげます。

収益

··· 営業収益(上下水道料金等)、営業外収益(一般会計繰入金等)

費用

・・・ 営業費用(浄水場・管渠の維持管理)、営業外費用(利息の支払等)



12

公営企業会計の仕組み

■ 資本的収支予算



※2つ目の財布

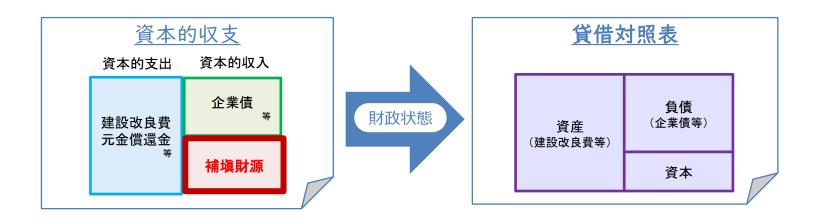
• 資産(浄水場や管渠など)を作ります。

収 入

・・・ 借金の借入、国からの補助金など

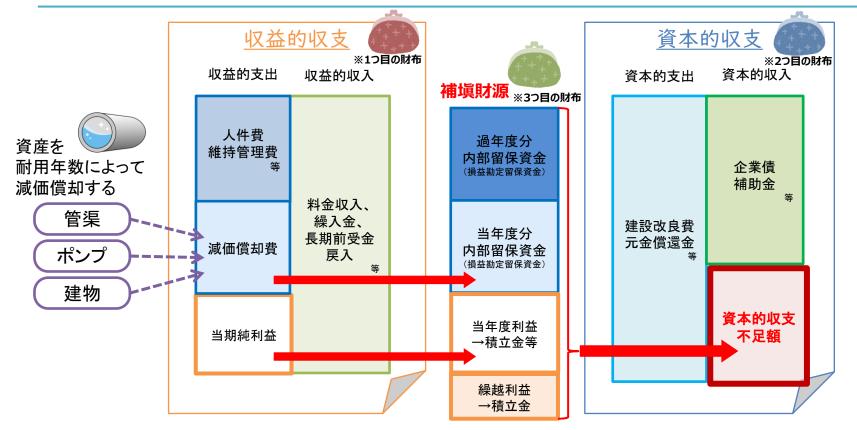
支 出

・・・ 浄水場の建設費、水道管・下水道管の整備費、企業債の償還



収益的収支と資本的収支の関係

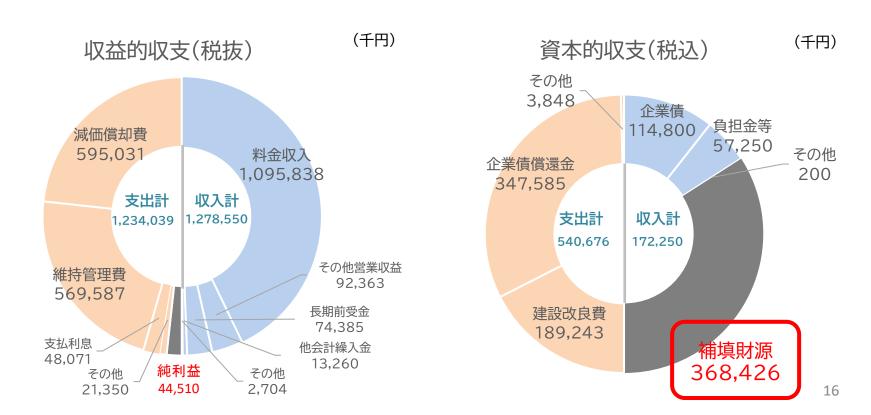
■ 内部留保資金による補塡



水道事業の経営状況

令和6年度 水道事業決算

• 水道事業の令和6年度の決算における収益的収支は、44,510千円の黒字(純利益)となっています。



令和6年度 水道事業補塡財源



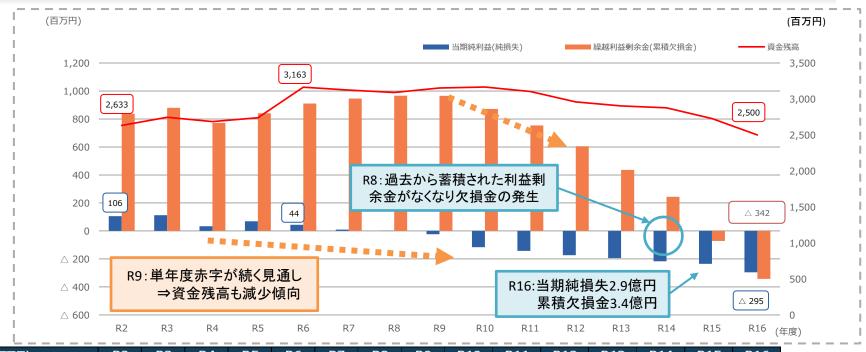
※3つ目の財布

(単位:千円)

	前年度繰越	当年度分	補塡使用額	翌年度繰越
損益勘定留保資金	0	541,900	354,503	187,396
未処分利益剰余金	695,441	44,510	0	739,952
積立金	1,021,254		0	1,021,254
消費税資本的収支調整額	0	13,922	13,922	0
合 計	1,716,695	600,332	368,425	1,948,602



水道事業の資金見通し



(単位:百万円)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
当期純利益(純損失)	106	113	34	69	44	10	\triangle 1	△ 24	△ 116	△ 142	△ 173	△ 194	△ 217	△ 235	△ 295
繰越利益剰余金(累積欠損金)	837	880	772	841	910	946	966	965	872	754	605	436	244	△ 72	△ 342
資金残高	2,633	2,746	2,685	2,739	3,163	3,123	3,090	3,153	3,166	3,104	2,960	2,903	2,877	2,729	2,500

令和6年度から令和10年度の資金残高は、約30億円で推移しているが、令和11年度から繰越利益剰余金の減少により資金残高が減少していく。令和15·16年度には、欠損金の発生による財源不足が生じるとなるため、建設改良資金(更新費用等)3.4億円を充てることで対応し、資金残高は令和6年度比較で、約6億円の減少となる。

水道事業の資本的収支

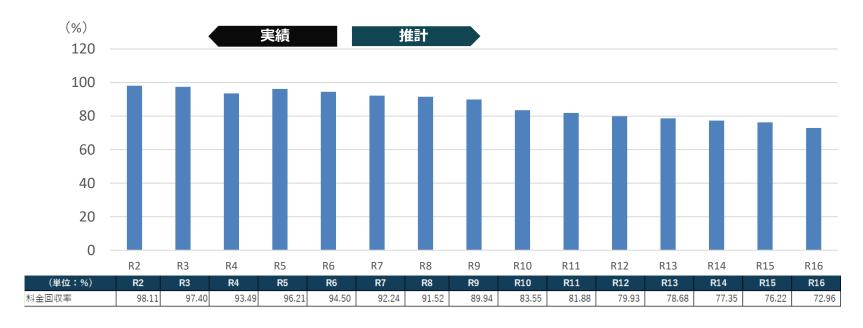


水道事業の料金回収率 ※料金回収率とは、下水道事業の

経費回収率と同じ意味になります。

料金回収率 = 給水収益 ÷ (費用合計 - 長期前受金戻入) ×100

給水収益で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表す指標で、100%以上であることが必要です。 100%を下回っている場合は、適正な給水収益の確保及び給水原価の削減が求められます。



水道事業の料金回収率

水道事業 料金回収率 料金収入 (百万円) R9以降:徐々に減少し80%前後の推移 1,120 100% 1,110 90% R9まで:90%前後の推移 1,100 80% 72 1,090 70% 1,096 1,080 60% 1,070 50% 1,060 1,047 40% 1,050 現行の料金体系での推移として 30% 1.040 R3: 10.94億円が確保 今後は、人口減少、節水意識の高 20% まり等による有収水量の減少に伴 1,030 R14:約10.51億円となり、 約4%である0.4億円の減少が見込まれる。 い、料金収入も減少を見込む。 10% 1.020 1,010 0% R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14 R15 R16 (年度) R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14 R15 R16

※令和10年度以降は、石法寺浄水場の改修後の稼働開始に伴い減価償却費、企業債支払利息及び施設管理委託等の増加により、令和9年度と比較して1㎡当り約14円増加する見込みとなっており、その後も管路や施設の更新工事を実施するため、令和16年には1㎡当り約43円増加する見込みとなっております。

1,068

89.94

1,069

83.55

1,064

81.88

1,062

79.93

1,058

78.68

1,057

77.35

1,051

76.22

1,047

72.96

1,072

92.24

1,070

91.52

1,093

94.50

料金収入(百万円)

料金回収率(%)

1,109

97.40

1,097

93.49

1,094

96.21

水道事業の課題

- 水道事業については、令和8年度(見込)より赤字になっており、令和8年度以降、赤字が大きく 増加していく見込みです。
- 現金や内部留保資金も減少し、将来の事業経営が困難になります。

■ 料金収入の減少

·人口減少



給水量の減少



料金収入の減少

■ 適切な水道施設の整備

節水機器の普及

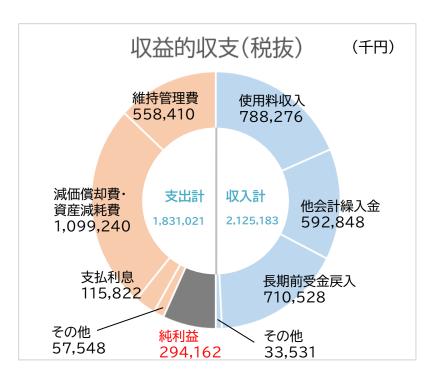
・施設等の老朽化 更新需要の増加 適正な収益確保 財源不足

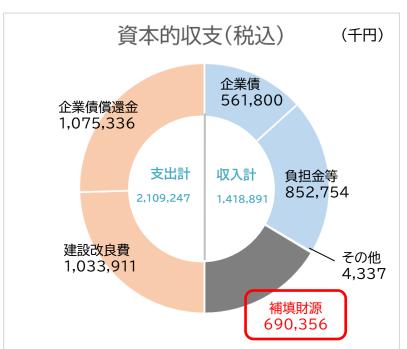
人口減少、節水機器の普及等による料金収入の減少、施設等の老朽化による更新需要の増加等により、経営環境がより一層厳しくなると予想されるため、適切な水道料金の検討を早急に進めていく必要があります。

下水道事業の経営状況

令和6年度 下水道事業決算

• 下水道事業の令和6年度の決算における収益的収支は、294,162千円の黒字(純利益)となっています。





令和6年度 下水道事業補塡財源 👛



※3つ目の財布

(単位:千円)

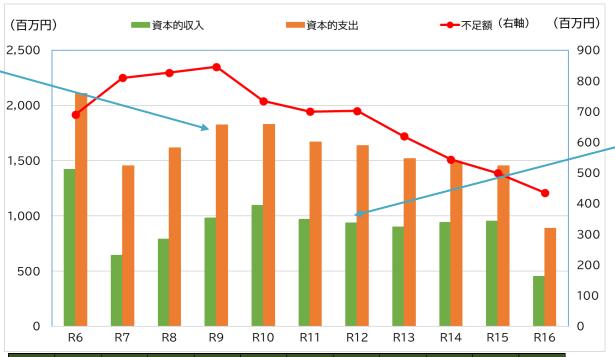
	前年度繰越	当年度分	補填使用額	利益剰余金積立額	翌年度繰越
損益勘定留保資金	0	731,308	341,111	0	390,197
未処分利益剰余金	81,213	294,162	349,245	26,130	0
繰越工事資金	0	0	0	0	0
合計	81,213	1,025,470	690,356	26,130	390,197



下水道事業の資本的収支

資本的支出

- = 総額約153.7億円を見込む。
- ·約52%(約80億円) =建設改良費
- ・残り=全て企業債 償還金



R6 R8 R9 R10 R11 R12 R14 R16 資本的収入 642 788 979 1,095 969 934 940 952 451 1,419 899 資本的支出 2,109 1,452 1,615 1,825 1,829 1,669 1,636 1,518 1,484 1,451 886 不足額 690 810 827 846 734 700 702 619 544 499 435 資本的収入=総額約86.5億円を 見込む。

- ·約46%(約40.2 億円)=企業債
- ・その他=他会 計補助金、国庫 補助金等

下水道事業の資金見通し

公共下水道



農業集落排水事業



雨水公費・汚水私費 の原則



雨水に係る経費



公費(一般会計繰入金)

自然現象によるもので、雨水の排除により、浸水からまちを守り、機能の保全を発揮することで、受益の範囲が広く一般市民に及ぶ。



汚水に係る経費



私費(下水道使用料)

原因者及び下水道使用者を特定でき、受益の 範囲は使用者に直接つながる。

収入 一般会計繰入金等 **下水道使用料**

支出	雨水	下水道管理費	汚水の下水道管理費			
ХШ	資本費	維持管理費	資本資	費	維持管理費	
財源	一般到	会計繰入金	一般会計 繰入金		下水道使用料	

- ※雨水分は資本費・維持管理費ともに全額公費負担
- ※汚水分は資本費の一部を公費負担、残りの資本費と維持管理費の全額を下水道使用料で負担

基準内・基準外繰入の推移

■ 多額の基準外繰入

- 前頁のうち、下水道使用料で賄うべき費用のうち、使用料収入が不足する分は基準外繰入によって賄います。
- 本来であれば、独立採算制の観点からも一般会計繰入金(基準外)に依存しない事業経営が求められているところであり、徐々にその金額を減少させることが必要です。

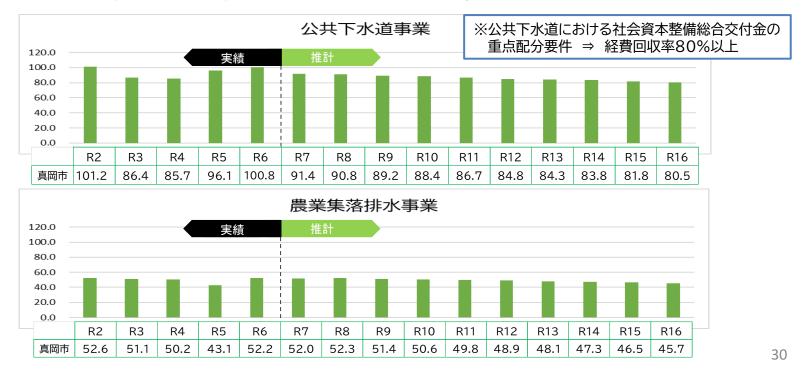


人口減少等による有収水量の減少 →使用料収入も減少傾向

内部留保資金が枯渇しないよう毎年多額の基準外繰入が発生

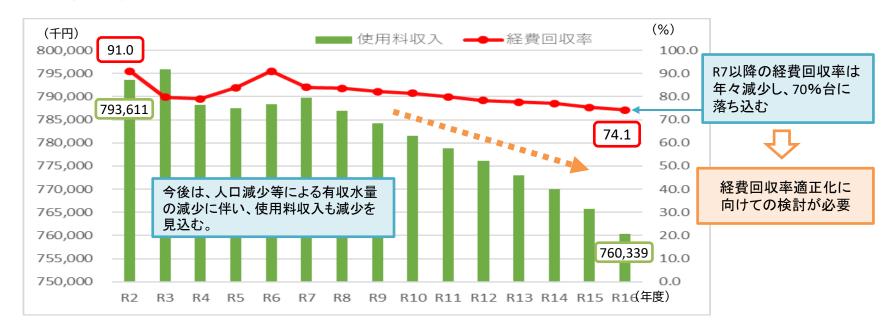
下水道事業の経費回収率

- 経費回収率 = 使用料収入 ÷ 汚水処理費用(公費負担分を除く)×100
- 使用料で回収すべき経費をどの程度使用料収入で賄えているかを表す指標で、100%以上であることが必要です。 100%を下回っている場合は、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。



下水道事業の経費回収率

▽下水道事業全体



	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
使用料収入	793,611	795,852	788,207	787,463	788,276	789,830	786,901	784,236	781,555	778,817	776,077	773,057	770,008	765,729	760,339
経費回収率	91.0	79.8	79.0	83.9	90.9	83.9	83.6	82.2	81.4	79.8	78.3	77.7	77.0	75.3	74.1

下水道事業の課題

▶ 下水道事業については、現金や内部留保資金が慢性的に不足しており、これを補う形で一般会計からの基準外の繰入れを行っているため、結果的に黒字となっています。

■ 施設等の老朽化

施設等の老朽化が進んでおり、有形固定資産減価償却率が60%を超える段階を迎えていること、また、令和8年度以降には法定耐用年数である50年を超える管渠が増加していくことから、施設等の機能を維持していくためには、適切な維持管理や改築・更新を行っていく必要があります。

■ 使用料収入の減少

- 使用料収入は、長期的に人口減少及び節水機器の普及等により更に減少していくことが予測されるため、今後は適正な収益確保に向けた取組を検討する必要があります。
- 毎年、資金残高水準を維持するために繰り入れる<u>基準外繰入を抑制</u>していくためにも、本来の下水道事業の 運営資金として財源となるべき使用料収入を適正に確保する必要があります。

■ 経営の健全化

人口減少、節水機器の普及等による料金収入の減少、施設等の老朽化による更新需要の増加等により、経営環境がより一層厳しくなると予想されるため、適正な収益確保に向け取組を検討する必要があります。